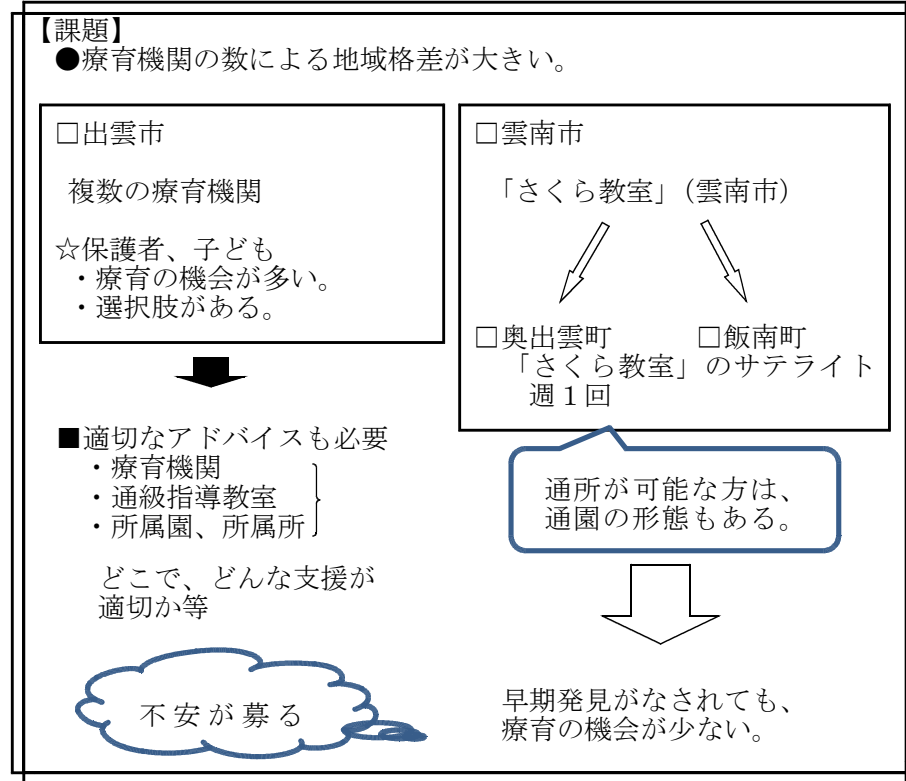


第1回広域特別支援連携協議会では「出雲教育事務所管内における特別支援教育の課題と対策」について協議しました。

—平成25年7月25日（木）開催—

管内における特別支援教育の課題 1

「療育の地域格差」(福祉サービスも同様)



対策

1 地域の教育資源を活用する。

雲南市での実践
 ペアレントトレーニングによるペアレントメンターの養成

東部発達障がい者支援センター
 (ウィッシュ)

連携

*「ペアレントメンター」とは、特別な支援の必要なお子さんを育てた先輩親のこと。支援者としての立場ではなく、先輩親として就学や学校生活の相談に乗る。

奥出雲町での実践
 指定事業を活用した人材育成(幼児教室モデル事業 H.24~25)

ウィッシュ、各特別支援学校

連携

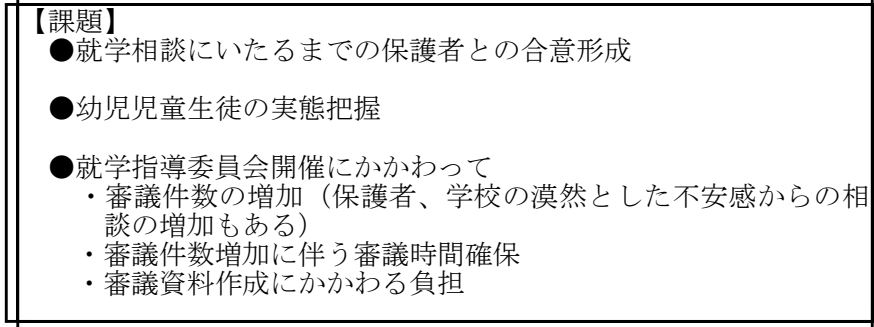
*保育士・教師・支援員等を対象に、実践的な研修を継続的に実施し、それぞれの教育現場における適切な支援の在り方を学ぶ。

各市町での教職員研修等

2 地域格差の改善を、それぞれの立場で様々な機会を通じて訴えていく。

管内における特別支援教育の課題 2

「就学指導の在り方」



対策

1 幼児児童生徒、保護者の立場に立った丁寧な就学指導を行う。

- ・学習場面、日常生活場面等様々な場面を観察して、幼児児童生徒の実態を正確に把握する。
- ・幼児児童生徒の困り感を保護者に分かる言葉で伝え、望ましい方向性を共有する。
 *『教育』、『医療』等の専門用語での説明はできるだけ避ける。
- ・就学指導委員会の判断の妥当性を定期的に見直す。
 (例)・小3時、中学校進学時等節目においては、判断の妥当性を再審議する。
 ・保護者からの要請がある場合は、随時再審議する。
- ・特別支援学校の見学や体験を利用し、情報提供をする学校等が増えてきた。
- ・「相談支援ファイル」を作成・活用し、関係者が情報共有と一貫した支援を行う。
 *今回、奥出雲町版ファイル「リレーファイル」(案)の情報提供がなされた。
- ・就学指導委員会の充実を図る。
 *出雲市;委員定数の拡大(保健師の参加、医師を2名体制に)

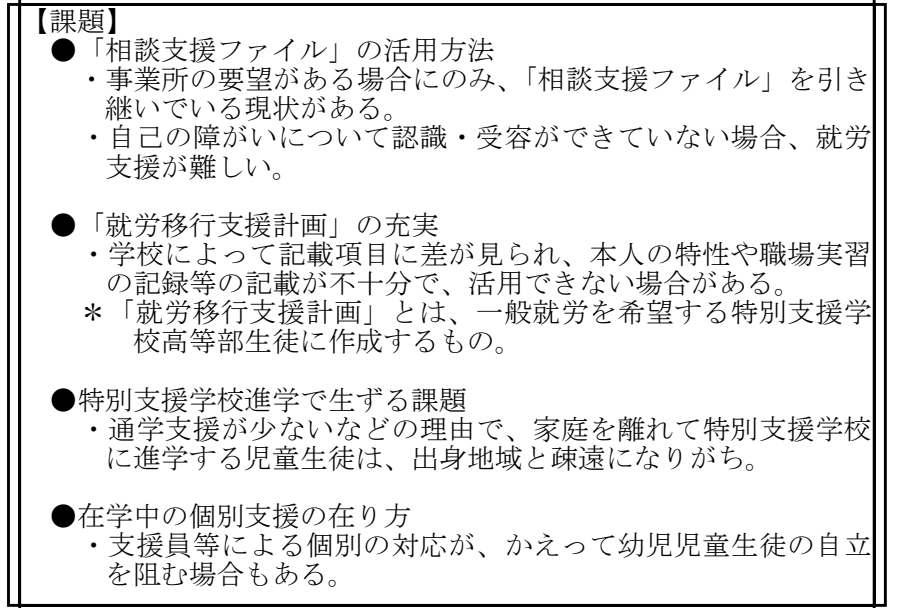
2 漠然とした不安感への対応を工夫する。

- 出雲市での実践
 保護者や保育所・幼稚園・学校の要請に基づき、就学指導委員会の前に「プレ就学相談会」を開催する。そこで、家庭や教育現場での支援の在り方を指導助言することによって不安の解消を図る。審議が必要なケースについては、就学指導委員会につなぐ。
- ペアレントメンターの活用



管内における特別支援教育の課題 3

「就労支援」



対策

1 「相談支援ファイル」の周知と積極的な活用を工夫する。

- ・学校が「相談支援ファイル」の有効性を積極的に伝え、保護者同意の下で事業所等に引き継ぐ。
- ・支援の必要な幼児児童生徒には、できるだけ早期から「相談支援ファイル」を用いて支援をつなぎ、自己理解を図っていく。
- ・「就労移行支援計画」は、「相談支援ファイル」の引継ぎによっても可能なので関係者間でより活用方法についての共通理解を図っていく。

2 「自立と社会参加」を意識した支援方法を工夫する。

- 雲南市の実践
 支援員配置は、「1対1」対応から「1対複数」対応に見直した。
- (成果)
- ①学校は、児童生徒個々の課題と支援内容を明確にし、支援員の有効活用を組織的、計画的に考えるようになった。
 - ②支援員は、明確化された支援計画にそった支援ができ、複数の児童生徒への対応が可能になった。
 - ③ある面丁寧すぎる支援を見直したことで、児童生徒には支援員に依存せず自分で考えて行動しようとする意識が見られ始めた。

*このニュースは島根県教育庁出雲教育事務所のウェブサイトにてカラーで掲載しています。ぜひご覧ください。



特別支援教育情報

「第1回広域特別支援連携協議会」においても、関連する内容が多数協議されました。

学校教育法施行令の一部を改正する政令案の概要

1 趣旨

平成24年7月に公表された中央教育審議会初等中等教育分科会報告「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」(*1)において、「就学基準に該当する障害のある子どもは特別支援学校に原則就学するという従来の就学先決定の仕組みを改め、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みとすることが適当である。」との提言がなされたことを踏まえ、学校教育法施行令について、所要の改正を行う。

2 改正の概要

(1) 就学先を決定する仕組みの改正

視覚障害者等（視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む）で、その障害が、同令第22条の3の表に規定する程度のものをいう。）について、特別支援学校への就学を原則とし、例外的に認定就学者として小中学校へ就学することを可能としている現行規定を改め、個々の児童生徒等について、市町村の教育委員会が、その障害の状態等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みにする。

(2) 視覚障害者等による区域外就学等

視覚障害者等が、その住所の在する市町村の設置する小中学校以外の小学校、中学校又は中等教育学校に就学することについて、規定の整備を行う。

(3) 保護者及び専門家からの意見聴取の機会の拡大

市町村教育委員会による保護者及び専門家からの意見聴取について、現行令は、視覚障害者等が小学校又は特別支援学校小学部へ新入学する場合等に行うこととされているところ、これを小学校から特別支援学校中等部への進学時等にも行うこととするよう、整備を行う。

3 施行日

平成25年9月1日（予定）

(*1) 文部科学省ウェブサイトに掲載

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/attach/1321668.htm

研究会情報

(詳細は、ウェブサイトを確認してください。)

- 第52回全日本特別支援教育研究連盟全国大会（栃木大会）
期日 平成25年10月24日（木）・25日（金）
申し込み締め切り 9月6日（金）
- 岡山大学教育学部附属特別支援学校平成25年度研究発表会
期日 平成26年1月31日（金）
研究主題 「確かな学びにつながる授業づくり」～キャリア教育の充実を目指して～

広域特別支援連携協議会に期待すること

出雲教育事務所長
原 悟司

平成17年に設置された広域特別支援連携協議会は、今年で9年目を迎えました。その間、医療、教育、福祉・保健、労働、保護者、市町教育委員会など関係機関が連携することにより、管内の特別支援教育推進のための諸課題を様々な視点から発掘し、その改善に向けての協議を深めることができました。

例えば昨年度は、就学前から就労まで見通した「縦のつながり」と、保健、医療、福祉・保健、労働、教育に係る機関の「横のつながり」を具体化するために、主として「相談支援ファイルの作成と活用」、「関係機関との連携」について、ご協議いただきました。貴重なご意見の多くが、しまね特別支援連携協議会からの「特別支援教育推進のための市町村への提言」に反映され、今夏発出されます。

また、各市町にあっては、この広域特別支援連携協議会を一つのモデルとしてとら

えて、独自に特別支援連携協議会やそれに代わる組織が整備され、関係者の緊密な連携のもとで特別支援教育が着実に推進されています。

市町における取り組み例として「相談支援ファイル」を挙げますと、旧斐川町の「あゆみ」に続いて、「出雲市子ども支援ファイル」がすでに作成・活用され、今年度は、奥出雲町版相談支援ファイル「リレーファイル」が作成されます。この協議会が、関係諸機関の情報交換の場としても機能しているところです。

広域特別支援連携協議会が、管内の特別支援教育の一層の充実に資するよう、各委員の皆様には忌憚のないご意見を頂きますようお願いいたします。



Q 「広域特別支援連携協議会」とはどんな会ですか。

A 各教育事務所管内の教育、医療、福祉、労働の関係者で構成し、管内の特別支援教育を総合的に推進するための方策について協議する会です。出雲教育事務所では、保健、保護者、市町教育委員会関係者の参加も頂き、18名の委員、4名の事務局、計22人で構成しています。

今年度も引き続いて、会長に池尻和良委員（出雲養護学校長）、副会長に岸和子委員（島根大学医学部附属病院子どものこころ診療部長）が選出されました。